

国立大学法人広島大学

学長 牟田 泰三 殿

## 監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項に基づき、国立大学法人広島大学（以下「法人」という。）の平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの平成 17 事業年度の業務及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書について監査を行った結果、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査方法の概要

監事は、一般に認められた監査手続きに従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、重要な決算書類等を読覧しました。更に、役員（監事を除く。以下同じ。）等から事業の報告を聴取し、本部、研究科、学部、病院及びその他主要な事業所において業務及び財産の状況を調査した結果につき、前任監事及び内部監査部門から説明を受けました。

また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 事業報告書は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは法人の定めた規則等に違反する重大な事実は認められません。

平成 18 年 6 月 23 日

国立大学法人広島大学

監事 春日 繁 男  
監事 牟田 泰三